



うちなー健康経営宣言

第1448号

令和 5 年 7 月 4 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

当社は、うちなー健康経営宣言の登録に当たって次のことを宣言いたします。

当社の財産は正に人財です。つまり、従業員全員が財産です。その財産を守り、従業員全員が健康に暮らしていけることが、当社の発展と利益に直結するものだと捉えています。

この考えの下に当社では毎年の従業員全員の健康診断を欠かさずに行うことと、その結果に応じて追加で必要な診断を受診させること、更に所見がある従業員には必要な措置を講じることを誓約します。

また、当社は、従業員のみならず、その家族の健康維持も間接的に当社の財産である、との考えの下に従業員の家族の健康診断を推奨して参ります。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 従業員の家族の健診受診を奨励する。
5. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む。
6. 適正飲酒対策に取り組む。
7. 感染症予防に取り組む。
8. 治療と仕事の両立支援に取り組む。